

現在事項全部証明書

秋田市中通二丁目3番8号
公益財団法人秋田県女性会館

会社法人等番号	4100-05-000267		
名称	公益財団法人秋田県女性会館		
主たる事務所	秋田市中通二丁目3番8号		
法人の公告方法	主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。		
法人成立の年月日	昭和37年7月18日		
目的等	<p>目的 この法人は、女性の自発的な学習や活動推進に関する事業を行い、女性の教養を高めるとともに、女性が社会の変化に対応して行動できる力を身に付け、もって男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画できる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(1) 女性が社会の変化に対応して行動できる力を身に付けるための講座、講習会等の開催 (2) 女性の自発的な学習や活動の推進等に関する各種情報の収集及び提供 (3) 女性の人権に対する意識の向上及び社会活動への参画に関する調査研究 (4) 施設を利用する個人や団体等との連携及び協調並びにこれらのものに対する支援 (5) 男女共同参画推進に資する公共施設の管理運営 (6) 公共的団体が行う男女共同参画推進に関する事業の受託 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>		
役員に関する事項	評議員	相場郁子	平成29年 6月26日重任
			平成30年 1月 9日登記
	評議員	伊藤久子	平成29年 6月26日重任
			平成30年 1月 9日登記
	評議員	佐々木和子	平成29年 6月26日重任
			平成30年 1月 9日登記
	評議員	佐々木正	平成29年 6月26日重任
			平成30年 1月 9日登記

	秋田市手形字十七流119番地1 代表理事 高山万紀子	令和 1年 7月16日就任 令和 2年 3月16日登記
	理事 高山万紀子	令和 1年 6月24日重任 令和 2年 3月16日登記
	理事 小玉喜久子	令和 1年 6月24日重任 令和 2年 3月16日登記
	理事 中川聖子	令和 1年 6月24日重任 令和 2年 3月16日登記
	理事 鈴木悠子	令和 1年 6月24日重任 令和 2年 3月16日登記
	理事 鳥トキエ	令和 1年 6月24日重任 令和 2年 3月16日登記
	理事 柴田照子	令和 1年 6月24日重任 令和 2年 3月16日登記
	理事 山田京子	令和 1年 6月24日重任 令和 2年 3月16日登記
	理事 庄内公子	令和 1年 6月24日重任 令和 2年 3月16日登記
	理事 鷺谷マツ	令和 1年 6月24日重任 令和 2年 3月16日登記
	監事 小林章	平成29年 6月26日重任 平成30年 1月 9日登記
	監事 川越よし子	平成29年 6月26日就任 平成30年 1月 9日登記
	役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、役員等が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除す

	ることができる。
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

令和 2年 3月24日

秋田地方法務局
登記官

田 口 広 樹

